

令和2年度大分県職員（職業訓練指導員）採用選考要領

令和2年5月11日
大分県人事委員会

1 選考対象職種、採用予定者数及び職務内容

| 職 種 | 採用予定者数 | 職 務 内 容 |
|-------------|--------|---|
| 職業訓練指導員（機械） | 1 名 | 主として、県立工科短期大学校において、機械工学、生産工学等機械システム系の学科及び実技（実験・実習）に関する高度職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する職業訓練）に相当する指導業務に従事します。 また、県立高等技術専門校において、機械工学、NC加工、生産工学等機械加工分野の学科及び実技（実験・実習）に関する普通職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する職業訓練）に相当する指導業務や商工観光労働部の本庁における職業能力開発等に関する業務に従事することもあります。 |

2 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 昭和56年4月2日以降に生まれた者
- 学校教育法に基づく4年制大学（職業能力開発総合大学校を含む。）、短期大学若しくは高等専門学校の機械系の学科又はこれに準ずると認められる学科を卒業した者若しくは令和3年3月までに卒業見込みの者
大分県人事委員会が上記に該当する者と同等の資格があると認める者
- 専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員資格（職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例（平成24年12月21日大分県条例第72号）第10条）のいずれかに該当する者又は令和3年3月31日までに該当見込みの者（別紙参照）
- 地方公務員法第16条及び職業能力開発促進法第28条第5項に該当しない者
- 令和3年4月1日以降の採用に応じられる者

※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

※ 日本国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本国籍を有しない者は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない者の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職には就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。

3 選考方法、日時等

| 区 分 | 選考項目 | 選 考 の 内 容 | 日 時 | 場 所 |
|--------------------------|----------------|---|---|---|
| 第1次選考 (全員受験) | 教養試験 (80点) | 公務員として必要な一般的知識等についての択一式による筆記試験 | 令和2年7月12日(日) 入室開始 午前9時 着席完了 午前9時25分 試験時間 | 大分高等技術専門校 (大分市大字下宗方 1035-1) 電話 097-542-3411 (自動車での来場及び駐車もできます。) |
| | 専門試験 （80点） | 専門的知識、能力及び技術等についての択一式による筆記試験 ※出題分野：機械加工学、機構学、材料工学、機械測定法、溶接法、数値制御、機械製図、機械保全 | 教養試験 午前9時30分から11時30分まで 専門試験（択一） 午後0時40分から2時10分まで | |
| | 実技試験 (160点) | (1)機械設計製図におけるはりの強度計算 (2)機械加工（旋盤）に関する実技試験 ※作業服、作業帽、安全靴を持参してください。保護めがねは貸与します。 | 専門試験（実技） 午後2時30分から6時まで | |
| 第2次選考 (第1次選考の合格者のみ受験) | 面 接 (320点) | (1)公務員としての適格性 (2)専門的知識 (3)人物 } についての個別面接 | 令和2年8月17日(月) ※時間は別途連絡 | 大分県市町村会館 (大分市大手町2-3-12) ※詳細は別途連絡 |

(注) 1 教養試験及び専門試験は、試験開始後30分を経過したら入室できません。実技試験は、原則として遅刻を認めません。

2 第1次選考の合格通知（連絡）は、7月27日（月）に行う予定であり、当該合格者についてのみ第2次選考を行うこととします。

4 選考結果の開示

(1) 口頭による開示請求

選考結果については、大分県個人情報保護条例第21条第1項の規定により口頭で開示請求することができます。受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、パスポート等（原則として顔写真付きのもの））を必ず持参のうえ、おいでください。

なお、各選考項目にはそれぞれ合格基準があり、その合格基準に達しない場合は「不合格」となります。したがって、総合得点及び順位が上位であっても「不合格」となる場合があります。

| 区分 | 開示請求できる者 | 開示内容 | 開示方法 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------|-----------|----------------------|------|---|-----------------------------|
| 第1次選考 | 第1次選考不合格者 | 試験科目別得点、 総合得点及び順位 | 閲覧 | 合格発表の日から起算して 1か月間 (土曜、日曜、祝日を除く 8:30~17:15) | 大分県人事委員会事務局 (大分県市町村会館6階) |
| 第2次選考 | 第2次選考受験者 | | | | |

(2) 郵送による情報提供

郵送でも試験結果の情報を提供します。希望者は、住所、氏名、受験番号を記載した返信用長形3号封筒(235mm×120mm)を用意し、404円(簡易書留相当分)切手を貼り、第1次選考当日に持参してください。持参した封筒は試験時間内に回収します。提供する内容は(1)の口頭による開示請求と同じです。

5 受験申込手続き

以下の書類を同封し、下記の申込先に提出してください。

- ① 必要事項を記入した大分県職員(職業訓練指導員)採用選考申込書(別紙様式) 1部
- ② 受験票用のはがき(何も記載していないもの) 1枚
- ③ 必要事項を記入した職歴書(別紙様式) 1部
- ④ 上記「2受験資格」の(2)に該当することが証明できる大学等の卒業(見込)証明書及び成績証明書 各1部

| | |
|----------|---|
| 【申込先】 | 大分県人事委員会(〒870-0022 大分市大手町2丁目3番12号) |
| 【申込期限】 | 令和2年6月17日(水)午後5時15分必着(持参の場合)にて申込をしてください。 郵送の場合は、6月17日(水)までの消印があるものに限り受け付けます。封筒の表左側に「職員採用選考受験」と赤書きし、郵便局の窓口を持参して簡易書留の手続きを行い、簡易書留の受領証を受験票が届くまで保管してください。 |
| 【受験票の送付】 | 大分県人事委員会事務局が申込書を受理したときは、受験票用のはがきに受験番号等を印刷して送付します。なお、6月30日(火)までに受験票が届かない場合は、大分県人事委員会事務局にお問い合わせください。 |

6 採用時期

令和3年4月1日以降

7 給 与

初任給は、採用前の職歴等を勘案の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経歴年数が8年の場合、月額240,000円程度です。

また、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等が勤務条件に応じて支給されます。なお、例示した月額は令和2年4月1日現在のもので、職歴のある者は、条件に応じて加算されます。

8 問合せ・連絡先

大分県人事委員会事務局 大分市大手町2丁目3番12号(〒870-0022) 電話 097-506-5222

9 その他

送付された受験票は、選考当日に必ず持ってきてください。

昼食は各自で準備してください。

新型コロナウイルス等により、試験の延期や会場変更を行う場合があります。

試験日等の変更のお知らせは大分県人事委員会事務局ホームページに掲載しますので確認してください。

<http://www.pref.oita.jp/site/saiyouzyouhou/sonotasiken.html>

(別紙)

専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員資格

(職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例第10条)

機械系分野において、次の各号のいずれかに該当する者又は令和3年3月31日までに該当見込みの者

- 一 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。）の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 二 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 三 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校（以下、「大学等」という。）において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者
- 四 大学等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
- 五 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 六 大学等において、三年以上の助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
- 七 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
- 八 三年以上の教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- 九 十年以上（短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。）又は学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位及び学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者にあつては、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

